

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング (2 2) 」

2. 日 時 : 令和 4 年 3 月 3 日 (木) 1 6 時 0 0 分 ~ 1 8 時 0 0 分

3. 場 所 : 原子力規制庁 1 0 階会議室 (TV 会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、田中管理官補佐、尾崎安全審査専門職、内海安全審査専門職、川村安全審査専門職、赤石原子力規制専門員

長官官房 技術基盤グループ 地震・津波研究部門

吉村技術参与

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他 1 5 名

5. 自動文字起こし結果 : 別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	けど、
0:00:00	何ですか。こっちです。若井です。
0:00:05	ただいまから3月3日のRFSの施行に申請に関するヒアリングを始めます。
0:00:11	初めに申請者側から出席者の説明をお願いします。
0:00:16	はい。RFS東京事務所です。東京事務所ですが、出席者6名です。この中にはWebで参加しておりますサエグサを含んでおります。以上です松川をお願いします。
0:00:31	はい、有賀武藤です。こちらは赤瀬案件含め10名参加しております。
0:00:44	規制庁回収、承知しました。
0:00:48	江田本日ヒアリングについてなんですけれども、ここから尾崎さんお願いしてよろしいでしょうか。
0:00:55	はい、じゃあ、始めたいと思います規制庁野崎です。今日の面談ではですねこれまでいただいている、こちらからのコメントに対する回答について、
0:01:08	了承とするものと、あと、いただいたコメント、いただいた回答に対してさらにちょっと確認したい点っていうのをですね、
0:01:20	伝達したいと考えています。
0:01:23	まずもうこのいただいた回答で了承というところからちょっと簡単にもこれは報告だけ、連絡だけさせていただきます。
0:01:35	9条の外部事象関係でいうと、これ口頭で回答いただいたと認識してるんですが、
0:01:45	火山の関係で何か塗装等の等っていうものが具体的に何かっていうことについての該当内容はこの内容で了承しましたっていうのと、
0:01:57	あと11条の閉じ込め。
0:02:00	金のバスケット用いるシール部は、一部タフに洪田どっちの貫通孔なんですかっていうか、それに対するの回答も了承です。
0:02:12	あと20条の汚染関係で、角野藤が何を指すのか。
0:02:17	ていう話、これについても了承しました。
0:02:22	あとは、
0:02:24	八丈津波関係で、
0:02:28	水流中水平、
0:02:34	補正ですね、追記されるっていうことで、施設に、01404回1同04、おんなじか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:44	同じ番号で
0:02:47	この内容を補正しますっていうことで下線引いていただいた内容で回答内容で了承しましたっていうところ、あと個別に回答いただいた
0:02:58	N○020975 の、これドラム缶の多段積み他ですが、これもこの内容で、
0:03:07	了解しましたというものです。
0:03:11	あとすみませんちょっとまた戻っちゃいます苦情で個別にいただいた、
0:03:18	N○-0209-94 番これ竜巻の関係で評価対象の屋根スラムについても了承しました。
0:03:27	17 条計測制御の関係で、ナンバー020938。これ計測制御機器の名称の記載ですけどこれについても了承しましたっていうところです。
0:03:42	あとすみませんこれに関連してなんですけど、こちらでもいただいた回答。
0:03:48	コメント整理しててですね。
0:03:51	まだ回答もらってないっていうところにあるんですが、
0:03:55	何か一度何か回答を何か聞いたような記憶もあってちょっと 2 点確認した点があつてですね。
0:04:05	一つはその 13 条の安全機能のところなんですけど。
0:04:10	安全機能で何か
0:04:14	安全機能なんかその区分に応じてフローを分類してそれを 3-1 票でもそれぞれどの設備に該当するのか教えてくださって私コメントしたような気がする、コメントしたんですがそれに関して何か。
0:04:29	回答いただいてたんじゃないのかなっていうのと、もう一つこれは何か白井さんが答えられた気がするんですけど、計測制御の関係で、放射線監視等同様に
0:04:44	計測制御の代替計測器にも何か津波や設備の故障によりに関して、
0:04:55	を、憲法出てなんか
0:05:01	回答、おそらく口頭だったと思うんですけど、ご記憶があれば、
0:05:07	ここで、記憶がある方いらっしゃれば、コメントいただけないでしょうか。
0:05:17	ダイエーターレス結のスギヤマです。私もちょっとこういう発言したから、曖昧なんですけども、土佐さんの発表のところと、それから、
0:05:27	安全機能のところとブルーのところと、投資式の区分だったかな、そういう形で分けていくという形で話をさせていただいています。
0:05:39	3 年目のところに、土の部分フロー図によって決まったものが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:45	0102-102-2。
0:05:48	③ということでウツミ 123 四つに分かれるんですけども、その内容は3台分のところに、左側に書かれてるという。
0:05:59	のがあると思いますんで、それで事足りるのかなと思っております。
0:06:05	この3台分のところの左側のところで、①②③まででした。
0:06:13	で、特に③のところをに関しては、要目表はなく、基本設計方針ということで、青色に塗っているという形だと思うんですけども。
0:06:27	そのような形でマッピングして、皆さんの意見も落とし込んでいるという状況になっております。
0:06:36	以前、多分そのような回答をしたんだと思いますが、
0:06:40	よろしいでしょうか。
0:06:43	規制庁の和気です。今おっしゃられたのはその3年分の機器グループのところの、技術のところですよ。01とか2とか3とか、
0:06:58	なんか、そうですね。なんかそういうことを、何か回答いただいたような記憶あったなあとあって今ちょっと振り返っているんで、それで了承しましたので、すいません。
0:07:09	ここはちょっと今、うちの生活だとまだ何か回答もらってないっていうステータスになったんで。
0:07:16	今のお話で、もう1回ちょっと確認のプロセスは進めます。
0:07:23	2点目はいかがでしょう。何か、計測制御全部。
0:07:28	はい、遠藤浅野シライです。こちらの代替計画を行う。
0:07:34	うん。どういった時に行うといった期待で、放射同系統、継続関係で記載が違うんじゃないかという。
0:07:44	合っていないんじゃないかといった危惧だったと思います。
0:07:46	こちらについては、
0:07:50	他の別のところにも同じような記載がしてありますといったことで説明させていただきますが
0:07:57	どちらもウイロード及び取れるように、記載を合わせる。
0:08:02	合わせますと言ったところで回答差し上げた。
0:08:05	希望がございました。
0:08:07	なので、次補填する。
0:08:10	今の交換関係と計装関係を大北委員。
0:08:15	合わせると、そういったことで計画しています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:23	規制庁野崎ですありがとうございます。そうですね確か何かそんな話を聞いた記憶があるなと思ったのだから結論としては合わせて再度補正するっていう理解でよろしいんですね。
0:08:35	はい。はい。穴沢瀬田北井委員。
0:08:37	見直した状態で補正をしたいというふうに考えております。はい。
0:08:42	ありがとうございます承知しました。これはちょっとまずフロー図できる案件ということで、内部で課長の手続きを進めております。はい、ありがとうございます。で、
0:08:55	今時点で
0:08:58	こちらの方でいただいた回答でクローズできそうなのは今私が申し上げた点と、今ちょっと再確認させていただいた2点ですと、
0:09:07	それ以外はまた
0:09:10	猪尾なり、また明日なりまた雨がイトウあるような話を聞いてますので、その中で確認できたものからまた同じような、
0:09:19	対応でですね、適宜クローズできるものを、ちょっとまた、或いはその通過でちょっと確認したいっていうのをまたコメントさせていただくっていうことで対応したいと思います。
0:09:30	これ以降は、いただいた回答に対してもう少しここを教えて欲しいというようなところをですね。
0:09:39	各担当から、コメントしていきたいと思います。初めに、もうちょっとし、私から私の担当分を説明した上で、続いて、
0:09:52	外部事象の竜巻関係でウツミでそのあと、ヨシムラから耐震津波ですかねその点で2点。
0:10:02	追加コメントをお伝えしたいと思います。まず、私の方から地域がコメントとしては津波、
0:10:15	アンケートで、
0:10:18	いただいている資料だとNo. 011315とか16とかっていう、1枚ものの資料だったと思うんですが、
0:10:28	えっとですね、この資料について、
0:10:34	そうですね、この資料で経理区域の課題にですね津波の水流。
0:10:42	が主要制定の固定状態が維持されるっていう評価の中でですね搬送台車が入ってなかったんで、どういう理由で評価の対象外にしたのかわかっていうのを教えてくださいというコメントをいたしましたんで。
0:10:56	回答いただいているんですが、この点に関してですね
0:11:04	踏ん張って運用、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:08	今映してもらってるように閉業とするっていうことで評価不要っていうことなんですが、この辺言うて運用するというのはですね変更許可の申請書ですとか今回の設工認申請書にその旨の記載がないんで。
0:11:27	問題ないっていうことをですね保安規定で担保するっていう観点からでもですねその変位を出しますっていうことをですね、まずはその設工認の添付書類に補正にて追記いただきたいと思います。
0:11:42	あわせて、
0:11:46	この閉運用をした時にですね、その搬送台車が問題ないっていうことをですね、もう1個のその後、01316にその図面があったと思うんですが、
0:11:58	その図面でもその閉運用にして確かに問題がないっていうことですねは、
0:12:04	搬送台車がどの位置にあるか問題ないのかとかですねそういうのが視覚的にわかるような、
0:12:10	説明をですねお願いしたいと思いますまず、この2点ですがいかがでしょうか。
0:12:20	むつ本社、牟田です。
0:12:22	まず保安規定の等への出版系の約束事項としてのその記載については、添付書類、ちょっと具体的にはまだ、
0:12:34	申し上げられないんですけども、追記することで
0:12:39	対応したいと思います。
0:12:42	搬送台車については、ご指摘の通り16、
0:12:47	01136でいきますと、この受け入れ区域内の
0:12:55	2、
0:12:57	あと台車は、通常、侵されると考えておりますので、
0:13:09	形。
0:13:10	図に追加した図としてまだ、このコメント回答再提出ということでもよろしいのでしょうか。
0:13:19	そうですね。この中、すいません規制庁野崎ですそのイメージですいただいたやつ多分15と16がセットになってればわかりやすかったかなと思ったんですけど、この図で、
0:13:33	確かに運用にしてその中にちゃんと搬送台車も入ってるんで大丈夫ですっていうことが図面上わかればいいかなと思いました。通常どの辺りに置いているのかとかですね、その辺りがわかるような図で、ご説明いただきたいなあと思っています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:50	野上店目でした。はい。すみません。
0:13:55	物本社ムタですと、そうですね 015 と 011315 の方に 116 と同じような図を、こちらの方にも
0:14:05	搬送台車が置かれている場所がわかるような図として挿入したいと思います 01、1号の方をちょっと改定したいと思います。以上です。
0:14:16	規制庁の嶽ですわかりました。そこは特にこだわらないので、わかりやすい資料であれば、はい。はい。よろしくお願いします。あと、規制庁野崎ですけど、もう1点ですね。
0:14:30	今後の 011316 の図の方の資料なんですけど、この資料の図の上の方に
0:14:40	等でここには、私が津波の漂流物っていうのはその水流に対して大丈夫だ、いい。
0:14:48	評価をされているんですけど、津波漂流物は
0:14:55	大丈夫なんだろうかっていうことに対してですね、回答がこの遠地みたいところで直接的にいかなくて、矢印であるように
0:15:06	何ていうんですかね直接的に当たるものでなくて、ショートする可能性が極めて小さくってという説明はいただいて、視覚的には何回、言わんとされてることはわかるんですが、
0:15:20	要はその審査としてはですね本当にそれが視覚的に加えてですね、定量的な、
0:15:30	内容としてもですね問題ないっていうことが、確認したいと思ってます。
0:15:36	なので
0:15:39	ショートする可能性は極めてす、小さいっていうことではあるんですがそこを、例えば津波の水流に、
0:15:47	その漂流物も包含されるので大丈夫だとかですね、そういった何か定量的な説明の仕方っていうことで、定量的な観点からですね説明していただくことはできないでしょうか。
0:16:01	ということなんです、いかがでしょうか。
0:16:11	宇津本社ムタです。
0:16:16	て、
0:16:21	あとスポーツでちょっと、
0:16:25	検討したいと思います。すみません。
0:16:30	衛藤むつ本社の伊藤と申します。こちらにつきましては、
0:16:37	久我大東が別に 5 回対象ではないので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:41	何やっても大丈夫っていうことを、基本的にあんまり担保すべきものではないというふうに認識してるんですがその点はいかがですか。
0:16:55	そこは認識してますが規制庁のだけそこは認識してますが、今回このコメントしたっていうのは受け入れ区域のですね損傷に伴ってですね。
0:17:08	これらの課題がちゃんと
0:17:13	床面に固定されて問題ないっていうことを説明される観点から、推理に対して問題ないってことを、御社が説明されているので、
0:17:22	その津波漂流物に対してもそれは問題ないっていうことは、同列で問題ないってことをあわせて説明いただいた方がいいんじゃないかなろうかっていうことでコメントしたものです。当然その基本的、
0:17:35	ていうかその防護施設じゃないってことはそれは認識してまして。
0:17:39	その観点ではなくてですね、今このコメントは受け入れ区域の損傷に伴ってこれらの課題がキャスクに影響を与えないかどうかっていう観点から、コメントをしているので、
0:17:50	そういう観点でご検討いただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。
0:17:57	六つ本社の異動です。そうすると、
0:18:02	もともとの仮想的大規模津波というものを採用してる時点で、
0:18:07	なかなか評価がしにくくなってるんですが、基本的には津波が来た時点であんまり時系列的な変化がなくて、
0:18:18	基本的には受け入れ区域は崩れちゃうっていうのがまずあると思っています。
0:18:24	ただし、実際には津波がどう来るかっていうのは正直議論にはなっていないんですが、仮に建屋崩壊に至らなかったとして、何だろうな、小規模な津波が入ってきたとしてももつと。
0:18:39	いうのを我々としては担保しておきたいと。ただし、その小規模な津波ってのはどのぐらいのレベルなのっていうのを、定定的に示すのは困難なので、かなり過大な評価になってるんですが、仮想的な大規模津波と同等の10メートルで、
0:18:54	何か課題が持つということ担保してるっていうのが実態だというふうに認識しています。
0:19:05	ゆえに何て言うと、漂流というのは津波のって入ってくるっていうのは、そこまではやり過ぎじゃないかっていうのが我々の認識です。以上です。
0:19:18	規制庁の野崎です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:21	言われてることは理解しました。で、今、伊藤さんおっしゃられたようにやり過ぎだっということがですね、何をもってどういう根拠でやり過ぎだっということを入れるのかっということ、そこを多分今私のコメントではですねもうちょっとその可能性は極めて小さく、
0:19:39	ってという言葉で定性的な表現になってるんですが、それを例えば
0:19:45	水流の勢いにも何か包含されるもの。
0:19:49	程度で、林他もないとかですね。
0:19:52	何か
0:19:54	何て言うのかなその過度な設定、過度に保守的な設定をしているので、
0:20:00	潮流物あまり考慮する必要がないんだとか。
0:20:03	何かす、そういった、何て言うんでしょう。その可能性は極めて小さくってかがっと。
0:20:09	何かこちらもお礼状判断しようがなくてですねこのポンチ絵だけで判断しようっていうことになっちゃうと、かなり厳しいって、かなり厳しいってうかなか判断しづらいですと。
0:20:21	ということなので水量に対して問題ないっていうのは今いただいている書類で確認はできてますので、津波漂流物もどういった点からってうのはちょっとなかなか、今のコメントだと。
0:20:34	私も思いつきづらいですが、何らかのもうちょっと定量的ってうかですね、何らか根拠をつけてご説明いただきたいなっていうのがこのコメントの、
0:20:48	兵心なんです、いかがでしょうか。
0:20:53	あれ、むつの伊藤です。そうするとですね先ほど申した通り、この津波漂流物といった時に、何を想定するか。
0:21:02	というのが非常に困難だと思っていて、
0:21:05	仮に、建屋と同じようなものを持ってきて建屋と同じようにぶつけたら、当然持つわけがないので、それはやり過ぎかなというふうに思っています。
0:21:16	そうすると次の漂流物は何かっていうとなかなかそこを、こういうロジックで、商流物をこれに選定しましたってうのは非常に難しいと思っています。
0:21:26	家にかけたとしても非常に定性的な説明があるのかもしれませんが、今の極めて低いってところを少し噛み砕いて。
0:21:37	定性的に説明するぐらいが限界なのかなと個人的には思いますがいかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:47	規制庁野崎です。
0:21:49	言われてることは理解しました。ちょっとすいません今の説明でよくわからなかったら、津波漂流物は、確か何か幾つかあってその選定結果、選定調査の結果、
0:22:02	何かキャスク食うの郵送、
0:22:04	何とか会社でしたっけ何か二つぐらいに確か絞ってたんじゃないかと思うんですが。
0:22:11	それに対して、大丈夫なのかどうなのか。
0:22:17	ていうことじゃなかったんでしたっけ。
0:22:22	ある意味室長の伊藤さんおっしゃる通りで、キャストの山頂台頭とそ輸送のトレーラーを選定してるんですが、両方ともですね、かなり重量もありますし、
0:22:34	当たったときの衝撃言ったら相当なものになりますので、
0:22:38	それをガダイ当てるっていうのは非常にやりすぎ。
0:22:43	だと思ってますよ。
0:22:54	すいや、規制庁のだけですやり過ぎだっていうのは、言われてることはわかりますが、
0:23:00	何かその議論がちょっと繰り返しになっちゃいますがだからどういったところでやり過ぎだとか考えるのかっていうのをちょっと今可能性は極めて小さくしか表現がないので、そこをもうちょっと膨らますような形で、
0:23:13	ご検討いただけないでしょうかっていうことで、定量的な説明ができれば一番いいかなあと思ってるんですけど。
0:23:22	何か
0:23:24	貯蔵区域じゃない、落下物等、確か、
0:23:30	津波漂流物の落下物のエネルギーに津波漂流物が、退避した結果保管されるので落下物として見れば、漂流物は、
0:23:43	気にする必要はないっていう評価をされてたと思うんです表で、案のような形で何かここでいうちなみの、
0:23:52	水流等、漂流物の関係でも整理ができるものなら、していただければと思うんですが、ちょっと、それができるのか或いはできないんだったら何かもう少しショートする可能性っていうところを、今やり過ぎだということなら、
0:24:08	何かエクスキューズなり、理由がつけれるのかっていうのをちょっと検討いただけないでしょうかっていうのがこのコメントです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:17	有井進津野井戸です。事業許可の時は、愛称がキャスク本体だったので、
0:24:25	実際にその漂流物が当たるっていうのは、今のそのロジック上は、貯蔵の位置についてはないんですが、
0:24:37	そこをあえて、津波漂流物を持ってきて、落下物等表、比較して、落下物厳しいですっていうことを言っているんで、私から言わせるとあっちもちょっと、
0:24:49	やり過ぎちゃってるかなっていうところは思ってるところです。ただ繰り返しになります、さすがにですね、それとガダイもともとCクラス相当のものの課題に対して、
0:25:00	そこまで強度を求めるのは酷なので、数繰り返しになりますけどもちょっと訂正定量的にどこまで説明できるかわかりませんが、場合によっては定性的に、もう少し説明を膨らます方法で考えてたいと思いますがいかがでしょうか。
0:25:17	規制庁野崎です。わかりました。ちょっと今ここで多分こうだっていうのはなかなか今、議論、きっかりだと。
0:25:28	何か
0:25:31	行政っていうか、場所を調整する難しそうなので、今、
0:25:36	ご発言いただいている内容で、ちょっとご検討いただいて、その回答をもってですねまたこちらでも内容を判断したいと思います。
0:25:47	そういう方向で進めていきたいと思います。
0:25:51	タイムズ本社イトウで参照しました。
0:26:05	すいません規制庁野崎ですが、
0:26:09	次を続けますと、あと次は、
0:26:12	ナンバー011301。
0:26:16	ここが問題。
0:26:21	レック。
0:26:24	ただ、須崎のところですか。
0:26:30	言って、
0:26:34	おい。
0:26:36	飛散防止措置としてコンテナ等の固縛評価が申請書上ないんですが、っていうことで、これについてどういう状況なのか教えてくださいってことをコメントいたしました。で、
0:26:50	それに関してはですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:52	何かその保安規定に定めるということを書かれてるんですが。あくまで許可整合の観点でですね、その設工認、対象。
0:27:04	設備との関係で整理いただきたいと思ってまして。
0:27:09	許可整合、許可申請書ではですねこの点について、確か
0:27:15	大型資機材を、固縛なり、
0:27:18	固定しますっていう話で、書かれてたと思いますんで、今回その設工認申請書で何か飛来物調査をやったときに大型資機材っていうのは、
0:27:31	コンテナとか、門田喜多とか安神田にしてたっていう話だと思うんですけど、それを評価制度の観点で、こういう理由から施工人対象設備とこれらはしてないんですっていうことをですね。
0:27:46	全部上で右していただきたいと思うんですが、保安規定という話ではなくてですね設工認対象上、これらの設備が
0:27:57	対象とはしてないっていう観点からですね説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
0:28:05	R F Sむつの佐々戸崎です。
0:28:09	要はコメントを返している内容を旋風に格上げっていうイメージで、コンテナドラム缶その他
0:28:22	大型の資機材に関する記載について、許可制限を考えて、
0:28:30	記載を追記していただきたいというコメントだと。
0:28:34	受けました。
0:28:38	それでよろしいでしょうか。
0:28:41	そうです。趣旨はそういうことです。許可整合の観点からこれらのものが、バックするような話になってきていると思いますんで、それを設工認対象設備じゃないっていうところでですね。
0:28:56	整理いただいて、2をですね、添付記載いただければと思っております。
0:29:04	どれぐらい。
0:29:06	4ページ。
0:29:09	R F Sむつの笹尾崎です。承知いたしました。
0:29:14	すいません。部長の伊藤です。1点、今の件で確認なんですけど、ポイントは、設置工認対象ではないっていうところというふうに思ってよろしいですか。
0:29:26	その認識です。はい。
0:29:29	ありがとうございます。承知しました。
0:29:49	続いて

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:51	次の案件に移りたいと思います。次の案件は、ホールディング外部受賞で020985でコメントをいただいた。
0:30:02	腐食性が数の関係なんですけど、
0:30:07	ですね、許可申請書ではですね、降下火砕物っていうことが腐食性ガスを伴うものっていうのは書かれてたんですが、
0:30:19	設工認申請書上ではそれが明記されてないので、その関係がちょっと不明瞭ですということです。確かに許可申請書料、
0:30:31	上に分かれて許可整合の観点からそのように認識はしてるんですけど、その旨が設工認申請書でもですねきちんと明確になるようにですね補正認定。
0:30:45	その旨がわかるようなですね追記をいただきたいと思ってますというのが、次のコメントです。
0:30:52	いかがでしょうか。
0:30:54	RFSむつの佐々木です。ごめんトウエイに関して承知いたしました、1点教えていただきたいんですけども。衛藤。
0:31:05	設工認の中で腐食性ガスっていうのを使ってないっていう。
0:31:10	あと、あと、許可の受けた降下火砕物は腐食性。
0:31:16	のものだっていうことを、
0:31:19	はご理解いただいているものだと思うんですけど、先行の電力さん。
0:31:24	の記載、設工認の方、工認の方見に行くと、我々のように我々がさ電力さんを参考にしているものですから、食生活っていう文言は特に記載はないんですよ。
0:31:38	で、
0:31:39	我々がコメントを、そのの部分について受けるというのは、何か理由があれば教えていただきたいんですけども。
0:31:52	規制庁野崎です。途中すみません音声は飛んでわからなかったんですが、RFS、もう一度言います。
0:32:05	衛藤、我々の許可。
0:32:09	その中で降下火砕物は腐食性ガスを含んでいるっていう記載、あとそれを設工認が我々の設工認で読みに行っているっていうのまではご理解いただいていると思っています。
0:32:20	で、一方設工認の中で、腐食性ガスっていうのを見れるかということ、評価の方面に行かなきゃいけないということになってるっていうのは、
0:32:32	まで理解していただいているんだと思うんですけど、我々のその記載ぶりっていうのが、先行電力さんを参考に記載してましてそこには植

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	生ガスという記載が特にないんですけれども、我々がコメントを受けるっていう、
0:32:48	いう、教えていただければ。
0:32:51	思います。
0:32:54	ありがとうございます。長大柿です。すみませんそういう意味で言うと個別に先行電力が腐食性ガスを書いてないから、
0:33:05	ていうところは特段こちらとしては考えてなくて、
0:33:08	こちらとしては原子力発電所とですね、使用済み燃料貯蔵施設ってのは当然その設備も違うので、守るべき施設だったり側は防護対象、
0:33:23	指針とかっていうのも違うと思ってますんで、この話っていうのは火砕物を、に対して金属キャスクを防護対象設備としますっていうことを宣言された上で、
0:33:35	その効果火砕物に伴うその腐食性ガスに対して、腐食しないように、防錆措置をとりますっていうことを規則では言われているので、
0:33:48	その関係がわかるようにすべきなんじゃないのかっていうのが、私のコメントの観点です。そういう意味で言うとあんまりその電力会社の先行事例が書いてないからっていうのではなくてですね当然それは設備が違うので、
0:34:03	防護方針も異なってきますと、キャスクにとっては、降下火砕物からに対しても防護措置をとりますっていうことの対象設備になっているので、
0:34:14	その観点から、許可に書かれてた食生活っていうことに関してですね、明記すべきじゃないかっていう観点でコメントをしたっていう次第です
0:34:26	その前例と違うんじゃないのかっていうのはそういう考えの違いから、このコメントは違うと、私は考えています。
0:34:38	RFSむつの笹崎です。承知いたしました。申請書に反映したいと思えます。
0:34:44	すみません宇津本社の以上です。1点、今の件で確認なんですけど、今の尾崎さんのお話からすると、要はその発電所どう違うのは我々のその防護対象は金属キャスクなんだと。
0:34:58	主に書くべきは、金属キャスト腐食性ガスから守るっていうそこに重きを置いて書けばいいっていうそういうふうに理解したんですがそれよろしいでしょうか。
0:35:10	規制庁大柿です。重きを置いて書くっていう趣旨っていうのはそれはすみませんそこまで私でなくて、その金属キャスクに対して、まだ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:23	臭い物に対して金属キャスクを防護対象設備にしているので、その理由がわかるように腐食性ガスとですね降下火砕物の関係を、
0:35:34	明記すべきなんじゃないでしょうかってことで、
0:35:40	RSE-Mというそうするとすいません腐食性ガス東郷火砕物の関係について記載すれば良いっていうそう理解したんですがそれでよろしいですか。
0:35:56	規制庁野崎ですその理解でいいですそれが、許可整合の観点からちゃんとわかるように記載すべきじゃないでしょうかってコメントです。
0:36:06	あれスムーズにとそうすると
0:36:09	何だろうな、降下火砕物が出てくるために書くというよりは、冒頭のあたりでその関係性をきちっと説明すれば良いというふうに理解しましたがそれでよろしいですか。
0:36:23	長野崎です冒頭っていうのはどこを言われてるかわからないんですけど、
0:36:28	金属キャスクの腐食対策っていうところがあると思いますんでそのあたりの、
0:36:33	その辺りとかですね、
0:36:37	まずは明確にさせていただくってところかなと思います。
0:36:41	特にこちらはどこっていうことを、
0:36:46	なんていうんでしょうこの時点でここっていうのはありませんけどそこが基本的に金属キャスクの防護、腐食対策がわかるところでですねきちんと整理されていけば良いものと考えます。
0:37:00	丸井主務の伊藤ですそうすると、今お話を伺うと、やはりその金属キャスクにかけて、降下火砕物と、食生活の関係を含めて、
0:37:11	いうふうに理解しましたけど、それでよろしいですか。
0:37:16	規制庁野崎ですそれで結構です。
0:37:20	はい、承知しました。
0:37:32	続いてのコメントですが、次は、火災の関係で0生き生き302です。
0:37:41	ここで火災の影響評価をどうするかっていうことを、回答されたと思います。
0:37:50	その担当の中でですね、火災区域の中で貯蔵区域の北側1区画っていうのをケーブル等が一番多いところで、
0:38:03	ということでその対象にされてるんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:08	内部火災の影響評価ガイドはですね、基本的にはその火災区域っていうのはその全域を対象として、問題ないっていうことを評価するっていうのは基本スタンスになっているとは理解してます。
0:38:22	その中で仮にこの加来だけを選定するっていうことであれば、プロセスとしてはそのスクリーニング評価とかですねそういったところも必要になってきますので、
0:38:35	今の回答だと、やられてるのかもしれないんですがいきなりその緒貯蔵区域多賀1区画っていうここがいきなりこうピックアップされて出てきてるので、なぜここを選んでるのかですね。
0:38:48	他の区域がどういう根拠で、ちゃんと除外できるのかとか、そういった辺りをもう少し説明をいただきたいと思います。
0:38:59	遠方のリサイクル燃料貯蔵の笹木です。
0:39:03	まず、前提の指定でございますけれども、先ほどご紹介ありました内部管理の業務内容ですけれども、それは例年適用対象外であると認識してございます。
0:39:15	一方で我々の設備でございますけれども、金属が静的な機器でございます、ECCSのようなシステムがなく、系統分離を要求される設備もないと。
0:39:26	つまりこういった中で区画としてはスクリーンアウトになるような設備でございます。このような状況の中、以前参考にケーブルが多い取得額の火災荷重の評価を行ったものも、
0:39:38	その他は必要ないと考えてございます。
0:39:41	基本的に確認設計は建築基準法に則ってございまして、あくまでもこの内部火災影響評価ガイドに関わってではないと考えてございます以上です。
0:39:54	規制庁野崎です。今の話だと内部火災影響評価ガイドを適用してないのであれば、すみませんこれは何に基づいて評価をされてるんでしょうか。
0:40:07	これ参考に、火災荷重を以前評価したことがあるということでございます。
0:40:15	事業許可の時にさこの上りますと、そもそも我々は建築基準法ですとか消防法に則って、こういった建築設備等を、
0:40:27	製作してございます。一方で、参考2炉能基準等につきまして照らしながら、いろいろ比較してみますと、結果的に問題ないような設備になっているというような整理でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:44	すいません規制庁野崎です。今の説明でちょっとよくわからなかったんですが、評価が異動に基づく数なんかちょっと許可時点でその名何を根拠にこう、
0:40:57	その影響評価なりをされてたっていうことなんでしょうか。
0:41:01	基本的に我々は、繰り返しになりますけれども建築基準法ですとか、あとは消防法に基づいて、実際に、
0:41:11	設計と建築を行ってございます。
0:41:16	一本目とは言いながらも、の適合性説明資料の中では実業の実用炉の審査基準に照らしまして、我々の施設設備の状況を説明して、
0:41:28	量としていただいております。
0:41:38	すいませんで、今の話だと実用炉も参考にするっていうことで、でも内部火災影響評価ガイドは、
0:41:48	には基づいてないっていうことですよね。そうそうそう。はい。
0:41:56	例えばですね火災区画ですとか火災区画の設定のところですけども、今日回答ですと、
0:42:05	火災区域を分割し火災確保設定時、火災区画の範囲は原子炉の安全停止に係る系統分離等に応じて設定するですとか云々書いてるんですけど。
0:42:15	我々の設備は、ECCS等ございませんので、金属キャスクが単独でも、基本的安全機能を有しているという中、
0:42:25	系統分離するような設備、つまり、冷却系でもA系とB系があって、家に火災が起こっても、B影響しないようにするだとか、そういった設備はないと。
0:42:38	いう状況でございます。
0:42:45	なのでそうすると、何をもってこの評価でよしって判断されてるっていうことなんでしょうか。
0:42:53	それでこの返事は別名でございますけれども、旭荷重を、
0:42:58	北は1区画で評価したことがあってそれをを用いて、3時間、もしくはその1時間、火災荷重に対して満足していることを示しているんですけども、確かにこれも事実でございます。
0:43:11	ただ一方で、阿部の魅力等に関しては設計は建築基準法ですので、そちらに関して確認をすることになるんだと考えてます。
0:43:29	すいませんちょっと僕もまだよく理解できてないんですがその設計は献金両方に基づいて耐火能力のあるコンクリート液等をやりますっていうことなんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:41	それに対応する火災の影響っていうのが、この程度だとかっていうのを、今
0:43:49	影響ガイドでは評価してないっていうことであれば、
0:43:54	何をもって何に基づいて、この区画を選定して、これだけの量で良いとしたら、何か根拠になるものがあるんじゃないかと思うんですが、それが何なのでしょう。
0:44:07	どうも建築部なんですけどちょっとよろしいでしょうか。
0:44:14	すいません。ちょっと遮ってしまって。
0:44:20	火災防護なんですけど、R I S数のおっしゃる通り、施設の特徴に応じた防護ができてれば良いと思ってまして、この施設許可の段階で、
0:44:31	火災防護の審査指針であったり、家財影響評価のガイドによりませんっていうので、
0:44:39	許可を受けてるので、設工認0あのコンクリート壁面防火兵器の設計どうなんですかって言ったときは、建築基準法であったり消防法でこうなってますっていう説明で、
0:44:52	恐らくは十分だと考えてます。その上で、例えばこういった火災の能力っていうのは、参考程度の情報でしかない。
0:45:03	私は思ってまして。ですのでコンクリート併記や防火帯の防火シャッターについては建築基準法や消防法とか何か規格等があればそれらを示せばよしとなるのではないかなと。
0:45:17	個人的には思ってます。
0:45:22	その先ですね、リサイクル燃料貯蔵の笹木です。ありがとうございます。
0:45:41	規制庁野崎です。今の話だと、ここの回答ぶりをちょっと変えられるっていうことですかね。
0:45:50	はい。基本は事業構造化
0:45:53	リサイクル燃料の笹木です。基本、基本的に設計は建築基準法に則ってございます。また参考に火災荷重等の評価を行いますと、こういう結果になると。
0:46:05	というような書き方に変えたいと思います。
0:46:11	すいません。今もやっぱり音声で、
0:46:15	はい。
0:46:17	リサイクル燃料貯蔵の榊でございます。
0:46:22	リサイクル燃料貯蔵の笹木でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:25	先ほどの意見も踏まえまして、設計としましては建築基準法等に則って、設計を行っている。
0:46:32	一方で参考に、こういった火災荷重の評価を行いますと、こういった結果になると、というような書き方に変えたいと思っております。以上でございます。
0:46:51	規制庁野崎です。理解しました。はい、ありがとうございます。
0:47:00	すみませんまた戻ってほっぺは綱me なると思うんですが 020978 で、
0:47:08	これも
0:47:11	回答いただいた内容に対しての追加コメントですが、
0:47:16	とですねこれなんか受け入れ区域の損傷に対して、
0:47:22	ど何とか遮へい扉を修復当時の保安規定でやりますっていうことを書かれてるんですが、許可時点ではですねそれは確かにその規定の運用っていうことになると思うんですけど、許可ではそれに対してその線量評価の条件とかですね。
0:47:38	評価結果も 1mS v 以下になるっていうことを申請書に書かれてますので、その計量的な内容についてはですね、規定の運用に加えて設工認の申請書の中にもですねその旨を、
0:47:52	説明いただきたいと思っておりますっていうのがこの追加コメントですがいかがでしょうか。
0:48:05	むつ本社の宇田です。
0:48:10	線量評価の条件結果等地域、
0:48:14	検討して対応します。
0:48:16	以上です。
0:48:19	すいません。本社の院長熱田泊と有馬と申し上げます。
0:48:22	こちらについて、ちょっと一言だけお伝えしたいんですけど。
0:48:28	津波の議論が始まったあたりで、我々の方から、その説明資料として、事業を何だ、条文適合の話と、
0:48:40	事業許可瀬層新野第 1 回第 2 回、も含めて全体をこういった構成にしますという、
0:48:48	資料お出ししてですね、その中でこの線量評価の扱いについても、記載してみました。
0:48:56	その時ですね、基本的に異論はなかったとっていて、それを受けて今の我々のその第 1 回と第 2 回の津波の構成でお出ししてるというふうに認識しています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:08	ですのでちょっと非常に残念に思うのは、今になってですね、そこに書いてあることをちょっと使うことを指摘されてるのはですね、どうしたのかなっていうふうに個人的には思ってるんですがいかがでしょうか。
0:49:24	規制庁野崎です。今言われてることっていうのはどこの行政面談の時の話をされてるんでしょうか。はい。
0:49:34	行政面談時ですね。
0:49:36	行政面談の時に、
0:49:38	あれ、津波に対してどういうお話ですか。
0:49:43	要は今後第1回と第2回に分けRFSむつの上ですけど、第1回と第2回で津波は分割で出すことになる。
0:49:53	そういった時に、あんまり前例のない内容なので、第1回と第2回にこういう内容分けてお出ししたいっていうのをお示ししています。
0:50:11	規制庁野崎ですそこは行政面談で話を聞いたっていうのは理解はしてます。ただ、他方でその内容の中でですね許可整合の非常に細かい5号は、ちゃんと整合しているとかですねそこまでの議論っていうのは、
0:50:27	十分やってなかったと私は理解してます。あくまで、行政面談の時は1回目2回目という構成にするかと、1回目の。
0:50:37	分量が足りないんじゃないのかっていうことで、コメントなりしたとは思いますが、基本的に大枠の、どういうその添付内容の構成にするとかですね。
0:50:47	ここはこういうふうを書くべきじゃないかもうちょっと追記すべきじゃないかっていうそういう議論はした記憶ありますが、非常に今、この評価制度の観点からここが抜けてるとかですねそういう話っていうのはそこまでの議論は正直できてなかったと思えます。
0:51:02	そこまでやられたっていう記憶がイトウ3割でしょうか。
0:51:07	ARM津野イトウですこの線量評価の扱ってのは多分我々非常に悩ましいと思っていて、ここについては、特に強調してご説明したつもりだったんですけどそこは伝わってなかったということですね。
0:51:23	そうですねそこはすみません、説明されたっていうことを言われたらそれまでかもしれませんけど、そこにあんまりフォーカスしてたっていう記憶はなかったんで全体を見てあくまで何が足りない。
0:51:36	どこをコースできたっていう坂店で議論はしてましたので、各論についてここがどうだっていうことを、多分私も含めてですね、そこまでコミットってしたい。
0:51:47	コミットをした時にですね、認識はなかったです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:51	はい。まず御社の伊東です。承知しました。
0:52:00	規制庁野崎ですが、ここまでの話が各条の話になりますので、あと私から1点ありますのは、審査会合です。こちらからコメントした、
0:52:18	施工の対象設備のですね。充実で抜けがないかどうかというのを説明すべき、ちゃんと説明いただきたいということこちらからコメントしたと思います。
0:52:29	その点に関して、
0:52:33	回答いただいたのが1月、1206-01の1から4の表とですね。
0:52:41	あと、
0:52:43	1206-101-505という資料を、回答としていただいています。
0:52:52	120105がQMSに基づきどういうプロセスで抽出漏れをなく、選定していくかっていう手続き論的な話が書かれて、
0:53:02	5年に関しては手続き論的な話なの。特にコメントはありませんで、それでこの手続きに沿って抽出抽出した結果ちゃんと漏れなく、
0:53:15	設備が設備を選定してます。重視してますっていうことをですね、合わせて説明いただきたいと思ってまして、その説明としてはですね。
0:53:26	コメント回答の120601の1から4のうちの、確かにですね各場に対して、
0:53:35	こういった設備をそれぞれ抽出していくっていう資料があったので、それをベースにですねその⑤とですねその2をベースにですね。
0:53:46	この⑤の手続きに沿ってこの2の設備を抽出していったらよって漏れがないっていうことをですね、説明いただきたいと思ってます。
0:53:57	丸2についてもですね。
0:54:01	今の各条と、中止設備の観点からのみ、記載がされてると思ってますが、
0:54:10	記載内容について、もう少し精査をいただきたいと思ってます。
0:54:18	具体的にはですね。
0:54:23	②ってありますでしょうか。
0:54:34	そうですねこれが0になると思うんですが、今は各臨界とか、地盤とか、それ以降の地震とか津波とかいろいろ書く所あってそれに対するその設備を抽出なりしてます。
0:54:50	ということなんですけど、こういった資料をベースにですね、漏れがないっていうことを説明いただきたいと思ってまして。
0:54:58	今、大きく3段、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:00	4 みたいな形になってると思うんですが右っ側のその設備特有の内容っていうのはあまりその付加情報にはならないので、ここに例えば第1回申請第2回申請みたいな、別つけるなりしてそれぞれどの、
0:55:17	第1回か第2回か、どちらで申請したものなのか、っていうことを○つけるってこれは加工の三菱の除菌の資料にも、何かそういった資料表が出てるんですがそういったイメージで、
0:55:32	どっちの趣旨、申請で出されたものなのか、その上でその設備が基本設計方針のどこに。
0:55:43	基本設計方針臨界だと臨界のな、何点なんて何をどこに当たるのかっていうのを右っ側に書いていただき、該当する基本設計方針がこれですっていうのを添付いただくっていう形ですね。
0:55:57	手続き的に中止したものが1階2階それぞれにちゃんと抽出されて、設計、設計方針もここに書いてある付近はですね。
0:56:06	それぞれリンク付けられて正誤、クロスチェックの観点から、
0:56:13	漏れがないっていうことを整理した表になればいいんじゃないのかなあと思ってます。あわせてこの56条、78条で十字設備がですね。
0:56:24	成功人対象設備一覧の3-1票の設備等それぞれ各条ごとに整合してるのかっていう観点ですね
0:56:36	精査いただきたいと思ってます。そういった内容を、
0:56:40	この抽出設備の、施行の対象設備の抽出版。
0:56:46	抽出漏れがないかどうかっていうですね説明資料として検討いただきたいと思ってます。
0:56:53	いかがでしょうか。
0:56:58	はい。RFSむつの杉山です。すみません。何点か確認させてください。
0:57:04	今おっしゃったのは、設備と基本設計方針の紐付け。
0:57:11	わかるような資料を、
0:57:13	作ろう、作る。
0:57:14	作るようになっていうことでよろしいんですかね。ちょっとよくわからなかったらその条文ごとに作った方がいいのか、設備単位で作った方がいいのかというのがちょっと見えなかった。
0:57:27	なんですけども、いかがでしょうか。
0:57:30	ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:33	ちょ、条文上、条文ごとのイメージでこのT02の表をそのまま活用してもらえればいいんじゃないかなあと考えてまして、例えば一番上の行にある。
0:57:45	臨界防止だったら5条で金属キャスクバーがイトウ設備として抽出されてます。それは、
0:57:53	ここに書いてないですけど1日のどちらで申請されてる間に次だったのに次の方にマルがついてでそれが、
0:58:01	金属キャスクっていうのは、臨界の、基本設計方針の、ここに当たるものですっていうのは、例えば、その横に臨界の1.1って何とかって書かれてですね、その、
0:58:14	添付として
0:58:16	委員会の基本方針のここに、第2回申請の金属キャスクがありますっていうのが、
0:58:23	わかるような形にしとけばですね。
0:58:26	基本設計方針等、申請区分との関係でもですね設備がちゃんと抽出されてるってのはわかるんじゃないのかなと思ってますんでここは、
0:58:36	加工っていうよりはですね実用炉の限界がですねこういったような資料を作ってたのでそれを参考に今コメントをしてるものです。
0:58:50	はいアレス元スギヤマですありがとうございます。では条文ごとに設備があって、その設備に関して基本設計方針がどういうふうに書いているかと。
0:59:01	ということがわかるような資料を作るってことでよろしいでしょうか。
0:59:07	そのイメージで高い。
0:59:09	って言ってるだけであって、番場高井てるっていうか、
0:59:12	ちょっと基本方針を変えて、そこに多分、
0:59:17	あれですかね
0:59:18	例えば、
0:59:19	金属キャスクっていうところに①って頭につけて、
0:59:24	基本設計方針のところに、衛藤金属キャスクを説明してるものが田丸1って書いて線を引くとかそんなイメージなんですかね。
0:59:34	絵図としてはそうですね。だからこの、今画面に出していただいている表でいくと、金属キャスクのところにですね一、二十の区分が
0:59:47	横野あたりにその基本堰を市のどこに書かれてるっていうのがあってですね、臨界のどこどこって一行であってその該当する基本設計方針を後ろに添付について確かにここに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:00	何か入れるとか代替で出てるっていうのがわかる時ですねそういう資料になってれば、基本設計方針等申請区分との関係でもちゃんと突合ができるんじゃないのかということを今思ってます。かつ、
1:00:15	それが、それ兎角上で駐車設備が3-1病棟オノ設備とも真ん中の列がですねそれぞれ整合してるっていうことがわかれば、
1:00:26	抽出漏れやですね、間違ってるっていうのがないっていうのが確認できるんじゃないのかなと思ってます。
1:00:37	RFSむつのスギヤマです。
1:00:40	衛藤。
1:00:42	おっしゃりたいことはよくわかりました。今、我々やってるのはいろんな資料を重ね合わせると、それができるのかなと思っていて、1個の資料じゃなくていろんな資料かき集めるという。
1:00:55	やり方。
1:00:57	ではまずいんですかね。
1:01:04	す。ちょっと僕のイメージがわかりませんがいろんな資料をかき集めていただくのは、別にそこはそれを否定するものではないのでやっていただければと思いますただそれが、
1:01:16	書面上で、じゃあどの資料にちゃんと紐づいているのかっていうのがちゃんとわかればいいかと、私は今それが疑問関方針が玄海でもそういう例があって、
1:01:27	確かに紐づいてねっていう先例があったので、そこを採用しましたが、それより、よりベターなものがあるのであれば、その方針でもいいんじゃないのかと思います。
1:01:40	ただちょっとイメージが今ちょっと私わからないので何とも言えません。
1:01:46	わかりました。ちょっと考えたいと思います。それから、今おっしゃってたのは丸丹羽とはまた別の資料ということでよろしいですか。丸井はそのまま生かしといて。
1:01:57	それ以外に田尾。
1:01:59	資料ということでよろしいですかね。
1:02:02	そうですね。そう。それ、そのイメージです。1から作るんじゃなくて02みたいなベースがあるんだ。それを使えばいいんじゃないのかなということで今、私は例示しただけになって②は、
1:02:15	別にそのまま生かしていただいてもいいかなと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:23	①でも、基本設計プロジェクトが書いてあるので、そこが横に設備がついてもよさそうな気がしますけど。
1:02:35	そうだよねマルチね。
1:02:38	だから、すいません。
1:02:41	ちょっとまだ検討はしますが、①の資料に、基本設計方針とか書いてますので、
1:02:48	そこに突線なり引いて、衛藤さん方が振って、
1:02:54	横に設備名を入れてもいいのかなと思ったんですけど。
1:02:58	①はあれだよね条文ごと情報取りを分けてね。
1:03:03	これね。
1:03:04	そっちの方がわかりやすいかなって気もしますが、
1:03:09	規制庁野崎ですその後、
1:03:12	①でもどこにいいと思いますが、うち1Dなんか結構ベースがあったので、全部やるんだったら大変だなと思って私は②の方がいいかなと思ったんですが①の中で、
1:03:26	何か許可、
1:03:29	キョッカの話とかあんまりいらないと基本、ここでいうその基本設計方針だから4列目ぐらいとかでちゃんとそこが整理できて、ここがキャスクでとかっていうのが各条ごとに急いでできるのであれば、それでもいいかなっていう気はします。
1:03:47	それが何時に何回、第1回第2回はどこで申請されててとかっていうのはわかればいいので。
1:03:55	あんまり大部にならないような資料ですね一覧で見やすいような資料であれば、別に①、②特にこだわるのではありませんけれども。
1:04:07	わかりました。あと1点確認なんですけども、共通的な条文なんかですと、設備名は特に出てこないの、
1:04:16	あんまり明示できないようなものが出てきますけど例えば地盤なんかだと、
1:04:21	特にここに書かれてるような設備名が全部出てくるかっていうと出てきませんから。
1:04:28	その場合はどうでしょうか。
1:04:30	特段、
1:04:32	一般論として片付けてよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:39	そうですね。地盤だと、確かに3-1表だと全部出てきますが、多分そのようになるのはちょうど建屋どうぞだと思います。だからその辺りが見えればいいんじゃないかと思います。
1:04:55	だから、2番のところに書かれてるように種市とか小峰とか久米さんとかあって、それら自分たちの中にこれが入ってますとか、これが入ってますっていうか、
1:05:08	ある程度ちょうどラップっていうか、省略した書き方ってのはできるんじゃないかなと思う。すみませんちょっと今すぐ何かいいアイデア思いつかないですが、
1:05:18	例えば
1:05:20	割符スムーズのスギヤマ12条なんかですと、火災等による損傷の防止ということで、
1:05:26	結構中ズーまあ、
1:05:28	設備が出てきますけども、これに対してもう何か代表的なところで書くような形でよろしいですかね。
1:05:38	等あるとしたら安全機能関係ですかね。
1:05:42	設備が多くなるとか、
1:05:46	規制庁のだけですがそこなんか省略偶数どうするかっていうのはちょっと、すみませんご検討いただきたいと思うんですが、この資料を今コメントしてる趣旨はですね。
1:06:00	各条なり設工認申請を対象設備に漏れがないということを説明するための資料なので、何か省略しすぎるとそこが見えなくなるといっていう気はするんですが、そこはちょっとその観点でご検討いただきたいと思います。
1:06:20	わかりましたじゃ、ちょっとこちらで。
1:06:23	検討したいと思います。
1:06:26	はい。よろしくお願いします。
1:06:31	赤坂ですけど。
1:06:34	僕の資料の中でですね今回ですね説明じゃないところ、運用面ですね二つぐらい挙げてるところがあつてですね。
1:06:48	ちょっとチャイムが鳴ってるんです、勉強しますけど。
1:06:58	最大貯蔵量とですね、電力さんとの関係を含めたところをですねちょっと記載させていただいてこれ書こうかなっていうのをですねちょっと悩んだんです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:09	そこは三菱さんも含めてですね、見て、どうしようかなというところで悩んでご相談したかったなと思ってるんですけど。
1:07:19	書いといていいですかね。
1:07:22	規制庁野崎です。すみません。今、どこの資料のページのことを言われているのか、ちょっとよくわからないんですが。
1:07:32	⑤のどこ。
1:07:34	でしょうか。
1:07:35	今ウツミですね。
1:07:39	1 ページ前に多分貯蔵量の話が出てなかったかな。
1:07:43	今のページの1 ページ目その青いところ、布施が飛んでるところ、
1:07:50	30 って数字よ。
1:07:52	別利益担当になってるんですけど、設工認だとそういうと、設備じゃないので出てこないんですよ。
1:08:07	16 番までも出てこないんだと思うんで設備的に言うと、
1:08:15	すみません規制庁だけ、これはもうちょっと上に行っていただくとな、何名のやつですよ A B C D って。
1:08:29	最終確認。
1:08:33	技師、名刺を多分順番つけただけじゃない。あれは順番ですね。
1:08:40	それでいいの、具体的な何か数値をなくしてもいいのかっていうご相談ってことですか。
1:08:49	三菱さんの際、何だっけなんか載ってたんで、加工施設に使用、ちょうど施設が出てるんで。
1:08:56	それをまぜてですねうちもさ、3000 トンないっていうのは事実だったので、
1:09:04	それは設工認上載せるべきかどうかという判断を、
1:09:08	どうしようかなと思ったんです。
1:09:13	規制庁書きですが、これ、
1:09:19	三菱の話はわかるんですがあんまり何かこれがあってもなくても何か抽出通の漏れの観点からそんなに関係ないんじゃないのかと思うんですが。
1:09:30	大南さんから発注されたかどうかよくわかったんですよ。
1:09:36	ない、なくていいんだったら抜いちゃいますけど。
1:09:40	R F S 物のスギヤマです。三菱さんの資料を見ながら加工規則の方を見ていると多分水口さんは加工規則に載ってる項目でチェックしていたのかなと思ったんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:53	そこの中に江藤年貯蔵施設の話が書いてあったので、それで貯蔵量の話が、
1:10:03	出てるのかなと思ったんですけども、当社の方では、燃料貯蔵規則とか、
1:10:10	今回の技術基準規則ですか、の方にはその貯蔵量とかそういう話はないので、
1:10:16	いらないのかなと思いつつも一応、三菱さんの方で書いてるんで、一応列挙はしてあげてますが、
1:10:25	規制庁の嶽です。言われてる意味がわかりましたそうです。多分ここはおっしゃるように加工規則との関係で上げてるんだと思います。その観点でいうと、ある種の貯蔵規則にこのような観点での話はないんで。
1:10:40	なくっても、抽出漏れの観点から問題ないんじゃないかと思います。
1:10:47	はい、ありがとうございます。
1:10:57	そうですね。もう一つが何でもですね、もう一つはその上のところなんですけど、
1:11:10	Dのところですね、今伊井のところは最大貯蔵能力って書いてますけど、
1:11:15	その1個上、1個上です。
1:11:19	はい。
1:11:20	電力さんとの関係なんですけど、何かヒアリングすると、最中ですよ電力されてます。
1:11:27	関係を明確にしようというところですね、
1:11:31	我々も工夫するところはですねしてですね、帰ってきましたので、そこはあるべき返ってくるだろうなと思ってですね。
1:11:40	今回、
1:11:41	そういうところまで含めて書いてますということで抽出しましたということにしました。
1:11:48	わかりましたここはある椅子も関係してくるし、許可上もこの話が出てくるんであっても、いいと思いますはい。
1:11:57	設備上なかなか出てこないんですけどそういうところは引っ張り出しますっていうことで、すいませんけど。はい。はい。わかりました。はい。以上です。
1:12:10	はい。ありがとうございます。すいません。私のところでちょっと時間を取ったんですが、次ちょっと担当代わって、
1:12:19	松沼Pの方に話を移したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:26	ちょっと。
1:12:29	あれ。
1:12:32	これはですね。
1:12:35	規制庁内海ですけど尾崎さん、私で大丈夫ですか。
1:12:40	もう、お願いします。
1:12:43	了解。規制庁内海です。私の方から竜巻の個別の、
1:12:47	ところでちょっと何点かお伝えします資料は今、何名に出ている。
1:12:53	あれですね。
1:12:57	2月18日に受領した、200209-93と0209-95の改訂00って資料なんですけど。
1:13:06	4点ほどこの資料で、もう一つ追記していただきたいことがありまして、
1:13:13	まず1点目ですけども、この9、資料の2ポツの(1)と(2)で記載があります。
1:13:21	飛来物の運動エネルギーは、高部を持つメーリング構造の中で大幅に減衰されますという、この記載なんですけど。
1:13:30	構造を見れば減衰するなどはわかるんですけど。
1:13:35	ちょっとですねこの具体的なこの運動エネルギーの減衰量について、許可でも同じことを書いてるのでおそらく何かしらの計算をされてるんだと思うのでその減衰量について定量的な説明を入れていただいて、
1:13:47	かつですねその減衰された平井関飛来物が結果的に当たっても、問題ないちゅうことをですね、追記で説明いただければと思ってますっていうのが1点目です。
1:13:58	で、一応4点続けますけども。
1:14:02	2点目として、
1:14:04	同じ資料の2ポツ(3)のところの記載であります。
1:14:08	受入れる区域廃棄孔の開口面積から車両の飛来物が主要な開口部追加することは困難というところの記載についてこれも許可で記載があるので、
1:14:18	その時の考え方を示していただければいいんですけど、この開口面積ですね、角度によって多分変わるんで一番大きい時の角度では本社の大きさを比較していただいて面積の大きさを比較していただいて、定量的に、
1:14:32	通過困難ですよっていうところを、定量的等の説明を追記いただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:39	3点目ですけども、同じ資料の同じところにポツ（3）のところの後段の部分の説明ですね
1:14:47	30 田尾より所。
1:14:50	暗証大和取り外された状態というところの説明で、まずこれあの評価でも説明があったと思うんですけど輸送時の、状態ですよというところを明確に、ここと同じ説明でいいと思うんですけど、ここの説資料説明いただいた上で、
1:15:02	一応これ、
1:15:05	そこら辺の、
1:15:08	ショートし大丈夫ということを示的に確認する資料ですので、念のためですね
1:15:14	輸送時と同じ状態の蓋とかは状態がついてる状態で、瀬田想定される設計飛来物がぶつかっても問題ないですよということもあわせて、
1:15:26	追記いただければと思いますというところですよ。
1:15:29	最後4点目ですけども、
1:15:32	これは同じ資料の3ポツと4ポツのところの記載ですけども。
1:15:37	竜巻とかの悪天候から、
1:15:41	発生するとか、もうそういったことがわかれば扉を閉めますとか、
1:15:45	作業延期して、
1:15:47	しますとかそこら辺の記載が1点あって、基本的に扉遮へい扉は占めてるんで大丈夫ですっていうところで、記載されてますけどもそこら辺のソフト的な対応ですねソフト対応のところっていうのは内容は、これ
1:16:00	保安規定の審査で確認しますけども。
1:16:03	今ここの3ぽつぽつに記載する事項について、その内容を保安規定に記載する、するのかもしれないのっていうところを多分しなきゃいけないと思うんで、するんだと思いますけども。
1:16:15	音程との関連事項というのを記載して、本規程でどうするのか、定めるのっていうところを、追記いただければと思います。
1:16:23	ウツミから以上です。
1:16:34	えっと六つ本社のイトウです。
1:16:37	たくさん出てきたのであれですが、まず一つ目の、現実医療を定量的にっていうお話なんですけど、基本的には入ってこないっていう前提なので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:51	ちょっと私もその拠点の断面でどの程度深く評価をしていたかはちょっと把握してないんですが、幹部想像なんですけどおそらく定量的な評価してないと思っています。
1:17:06	続けていっちゃいますけど、二つ目は開口面積とは御社のサイトを比較してってのはこれはこれは可能だと思います。
1:17:14	三つ目郵送時の対応で、ごめんなさい。これは、飛来物が、キャスクにあたっても。
1:17:25	問題ないということに記載するよろしかったんでしたっけ。
1:17:29	ウツミススマートじゃまずい※から言いますけど、まず1個目定量的に評価をしていないってことだったらここに書かないで欲しいなと思ってて、許可の時に書いちゃってるんで。
1:17:41	ぐちゃ許可の時に何でこう書いたんですかってとこにさかのぼると思うんですけど、なんで
1:17:50	だ結局のところ許可で、
1:17:52	ちょっと具体的にこのページ忘れちゃいましたけど許可で書いちゃってるんで、
1:17:58	エネルギー、エネルギー自体は確かまとめ支局のまとめ資料で、それでは御社と、構成材かなあれは確かなんかエネルギーですってんな、そこら辺で計算してるのかなと思ったんですけど、えっと、
1:18:11	いうところで強化に書いてあるんでまたやって欲しいんだってなかったやって欲しいなっていうところで、もしそれで、その上で何かできないんだったら、ちょっとこの記載を変えて、別の理由でしっかり持ちますよって言って欲しいんですけど、その場合ちょっと許可を取って帰る場合は、併せてその許可制度っていう観点で、
1:18:30	っていうのを説明して欲しいなっていうところなんでとりあえず、やってみて欲しいなっていうところがまず(1)です。(3)続けますけれども、後、おっしゃってる通りでこの(3)の記載では結局その、
1:18:43	キャスクに影響ないですよってところの話なので、
1:18:47	多分輸送時の話なんで輸送の方とか何か評価してんのかなと思ってるんですけど、その結局その、
1:18:53	あれですよねその30だとかがついている状態。
1:19:02	で、一般の、
1:19:06	どうなんですかっていうところ。
1:19:16	あれ違うんだちょっと待ってください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:23	ちょっと。そうですねそうですねと 30 多賀取り外されてない所、低酸素状態は期間限定的でかつ、ないんですよっていうんでええと、
1:19:37	違う、ちょっと考えさせてという (1) はいかがでしょうか。
1:19:41	えっとですねそもそも (1) の考え方は、いろいろ順序立てて想定していて、それぞれの確率が小さいものをかけ合わせるの基本的には入ってこない。
1:19:53	あとはキャスクに当たらないっていう整理をしてるんです。
1:19:56	ですのでそれを 1 個 1 個かいつまんでというよりは、確率の少ないものを三つ四つ並べたと思いますけど、それを重畳させるのはありえないっていう結論になってるんですが、
1:20:14	規制庁ですありえないのはいいんですけど、そうするとこの記載ってどうやって根拠があるんですかっていう話になってくるかなと思うんですけど。
1:20:22	そうですね。はい。
1:20:24	無損傷等なので、定量的にできるものとできないものがあるので、それを織り交ぜながら確率の小さいもの掛ける三つ四つっていう整理をしてると思います。
1:20:40	規制庁内海ですけどそうするとこの運動エネルギーが大幅に減衰されるっていうのは、
1:20:48	何で回転でしたっけ。
1:20:51	基本的には入った後ですね、綺麗に狭いところをですねどうにも当たらず、そのくぐり抜けるっていうのは、定性的には考えられないので、
1:21:03	あちこちぶつかってる中で減衰してくっていうのを定量的に表現してるだけだと思います。
1:21:11	規制庁ウツミ車両パスそしたらですね
1:21:15	詳細設計としてそこら辺の記載が
1:21:20	より詳細なるっていうのはそれはそれである、あるのかなと思うんで今おっしゃっていただいたようなことを踏まえて、どうもその結局その貯蔵区域の受け入れ、
1:21:32	植木の園部鬼頭、受けるべきの旧機構から入ってきても、
1:21:37	キャスクに物カラー
1:21:39	そもそもその構造上 L G の、
1:21:42	壁になってるんでよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:45	ぶつかったとしても、大体考えられるレベルだと、チャンスが気づかないですよっていうところを、表現できる限り定量的な形で表現した上で、説明をちょっと作って行って、
1:21:59	作ってもらえればかいいかなと思ってますけどいかがでしょうか。
1:22:04	うん。齊藤です。先ほど申した通り、すみません事業許可でどこまで定量的にしてるのはすみません今時点で私把握できていないので、ちょっとそこは確認しますが、
1:22:14	おそらくですね先ほどから繰り返になりますけども、確率の低いものを三つも四つも重ねてこれはありえないっていう結論に持ってってるので、多少その記載の拡充はできるかもしれませんが、定量的な評価についてはちょっと確認させてください。以上です。
1:22:34	規制庁泉末岡です。
1:22:37	すみません。育てますけども、
1:22:44	三つ目のところなんですけど。
1:22:51	すみませんちょっとこの三つ目のところはすべて質問を取り下げさせてくださいちょっと矛盾だなと思ったんでやっとなしでお願いします。必要に応じてまたご連絡しますところは、
1:23:05	江藤或いは大丈夫でしょうか。
1:23:08	MUTOH社のイトウです取り先は、結構です。
1:23:15	続けてください。どうぞ、どうぞ。いいですか。四つめ、なんです、何だっけ。
1:23:26	熊木が来て何か、遮へい扉を閉める動作について本当にどの程度というか価格のかからないのか、ソフトの対応についてというお話だったんですが、
1:23:39	国交もですね保安規定の方の話なので、C、ちょっと我々に考えもおよんでないところがあるので少し整理させていただきたいというところ。
1:23:50	です。以上です。
1:23:53	規制庁です。整理するのは了解なんですけど、結局
1:23:58	竜巻が発生また警報が鳴ったりとか、目視で確認したりとか、した場合には閉めていただくってことをしとかなないと、開口四分じゃないじゃん、開口部じゃないですかっていうふうに言えちゃうんで。
1:24:11	そこら辺開口部としては使わないことは確実に保安規定上やりますよっていう補方針でもいいと思うんですけど、最低でもそこは多分必要だと思ってるんで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:22	いろいろ考えると思うんですけども、少なくともその開口部じゃないって いうふうに扱うんだったら、その確実に閉めるってことが、後段の規制 の保安規定上で担保されるってことが、
1:24:32	どっか整備されてなきゃいけないと思ってるので、そこはちょっと踏ま えた上で、検討いただければと思います。
1:24:38	むつ本社の人ですごめんなさい。須藤前シミズは、各ものだと私は思っ ていて、それ以外にもちょっといろいろ考えるところがあったもんです から、ちょっと先ほどみたいな発言しましたけど。
1:24:50	基本的きちっと竜巻が来るというのがわかった時点で閉めるということ は記載することを期待します。以上です。
1:24:59	規制庁先生よろしくお願いします。
1:25:12	私から以上ですけど、大滝さん次のやついただければ、ヨシムラ、原子 力規制庁の吉村です。
1:25:20	私Cの方からですね 25 日付で回答いただいた件で、意見を。
1:25:30	どう再確認をさせていただきます。
1:25:35	はい。まず一つ名なんですけどこれは番号で言いますと 011309 という ことで、
1:25:44	コメントの趣旨は、平井の水平 2 方向の、
1:25:50	地震力を考慮するとき、金属キャスク架台上の検討滑空にその影響が 及ぶかという、
1:26:02	これが一番のポイントなんですけど、その前提として、
1:26:11	現在のまず評価されているモデル、これ、この場で妥当かどうかって いうのはちょっと問題私一切コメントはあるんですけど。
1:26:24	一応モデル。
1:26:26	例えば 2 ページ目に、今回回答いただいている 2 ページ目の図 1、個別 の 1 とか、2、回答いただいているよう 2、現状考えられている。
1:26:40	ポンッとキャスク能は大丈夫。設置状態ですね、課題と、金属キャスク が並進変形しても傾斜変形しても基本的には一体として変形するので、
1:26:58	なおかつ、水平 2 方向についても、斜め方向の剛性差、荷重に対して、
1:27:10	ただ、ちょうど合成される方向に傾くんいうので、基本的に変身日本国 の影響がないという、
1:27:22	結論になるんですがこれはガダイと。
1:27:27	キャスクがこのような状態で、
1:27:30	固定されている。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:33	いや、売り上げタスクが、Presidentが生じなければ、基本的にはロジックがはっきりしてるので、
1:27:43	水平2方向の影響はないと、私も考えております。ただ、その前提をちょっと確認させていただいたんですけど。
1:27:53	まずモデルの、例えば、
1:27:59	状態が、
1:28:01	受診起きたときに、要するに、課題とタスクが完全に一体化されているという状態が、
1:28:10	地震が起きたときに維持されているかという点について、
1:28:17	一応
1:28:20	例えば別図の2ページ目の別図2の水平2方向サッカーかかった時の、
1:28:26	荷重方向なり傾斜方向や充実されてますけど、当然これトラニオン、4点で設定してるんですけど。
1:28:37	加重方向によってトラニオンが
1:28:42	今、伸びがかかるっていうか、
1:28:45	いっばいかかる方向と、例えば逆方向、特にこの
1:28:51	右上の白い矢印の方向のトラニオンについては、荷重が主幹、主管する方向っていう時間する、
1:29:01	簿形に働くという逆サイドに高齢の内容によっては価値が働きます。そのために
1:29:11	我々、中期指針ペース経営力っていうのが非常に重要になると思うんですけど、その時締め付け力が、今回
1:29:20	再投資を見ますと設計上考慮されてますと、付与されてますということが書かれているので、これが適切に運営されていけば、
1:29:30	問題ないと思います。ただ問題ないと思ってるんですがただ、この内容でもですね、ちょっと申請書でちょっと確認させてもらいたいんですけど。
1:29:44	申請書ですね、5-3-1ってありますよね金属キャッシュ、添付の5-3-1の。
1:29:58	金属タスクの耐震性に関する経産省、トータルのページで言うと1476ページ。
1:30:08	にあたるんですけど。
1:30:10	その32ページ目ですね。
1:30:16	ここに今のトラニオンの動力表、地震時の応力評価の計算式等があって、そこ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:28	ここで今写ってるちょっと上の方、(1)。
1:30:35	からちょっと見せてかっこの一位にですね荷重条件という形でトラニオン固定ボルトの初期値目付け力っていう、これまでは確かに考慮してるなと、あるんですが。
1:30:47	そのパターン下のちょうど(2)のところですね、ちょっと確認のところもう1回、この括弧2の、
1:30:56	FMっていうのが地震力。
1:31:01	地震時にトリア欄に記載する荷重なんですけどこれは普通の地震によるモーメント等だけの計算式で、この中には初期締め付け力がちょっと見当たらない。
1:31:15	公表されてないと思います。次のページを見ていただくというんですけど。
1:31:24	結局曲げ応力っていうのがー。
1:31:29	この本の中の式ってありますよね。このQのシキイで曲げ地震力によって生じるモーメントに対する、
1:31:40	断面係数があってそれを応力にしてますので要するに地震力食うによるモーメント応力を評価してるんですが、これ、こんなに結局さっきの式から言うと、
1:31:51	長期示す電力が入ってないので、このままの実査いい。
1:31:59	これ主管するアワーのを、
1:32:04	何て言うんすかね締め付けが聞こえなくなってしまうんですがちょっとこの辺、
1:32:10	計算上ですねどう取り扱ったのか、ちょっと説明いただきたいと思うんですけど。
1:32:16	6、
1:32:20	ぐらい。
1:32:22	はい6年度はちょっと東京事務所の牧内です。今の当該のページの部分です。トラニオンの書記締め付け力について公表してるかと。
1:32:35	いうところのご質問ということでご回答いたします。
1:32:39	東条持田です。はい。
1:32:42	はい。ありがとうございます。まず谷特別区力の考慮というところなんですけれども、これはですねトラニオンに作用する力っていうところはですね、
1:32:58	トレーニング固定価格を通りの固定ボルトでの課題のところ締め付けて固縛をするというところなので、この項目によってトラニオンに生じる応力というのはですね二次応力に分類されて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:11	それですね
1:33:13	金属キャスク構造規格の中ではですね、地震時の一次+二次応力をというところはですね、
1:33:23	この地震によるサイクルにおける応力の変動分、要は最大最小値、こちらについては評価するというので規格上を記載をされておりますので、
1:33:35	こちらにですね昨日目付け力というところは考慮しないということになっています。ください。こちらの規格のですね手順に従って評価をしたところで、
1:33:45	したところによるところがありますので、トラニオンの初期締め付け力は、この中では入っていないというところになります。
1:33:55	今、口頭でご説明した内容についてコメント回答書の方ですね、企画のですね当該参照した部分だとかそういうところもあわせて、
1:34:07	文書で説明させていただきたいと思っております。カトウ以上です。
1:34:25	すみません。すみませんちょっと今ミュートにしました。
1:34:28	規制庁の吉村です。今ご回答あった、ちょっとそれ回答書をちょっと見せていただいて、
1:34:37	追加検討したと思うんですけど。
1:34:39	金属キャスク構造規格っていうのはもともと具体的な設計仕様を念頭に置いて作られてる問題じゃないと思うんですよね。そういう意味で、
1:34:51	今おっしゃった二次応力と、この物理的に今回必要としてでしょ抛出の関係が、
1:35:00	医師会中のものがあるかっていうのはちょっと私今疑問に思ってますので、それは正しくていうんですか、正確に説明をしていただきたいと思います。
1:35:11	それと、
1:35:14	トラニオンにかかっているトラニオンの、特にさっきの
1:35:23	回答でいただいている。
1:35:32	別図の2がありますよね別図の2があって水平に本当がかかっているのを、
1:35:39	対角線上にあるトラニオン両方にかかる、両方にどういう荷重がかかっているか。
1:35:49	もしくは荷重がかかって荷重が主管してる状態が、ちょっと私はあるんじゃないかなと思ってるんですけど、そういう状態がないが、荷重のか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	かり具合についてちょっと図でわかるようにちょっと示していただきたいと思います。
1:36:03	極端な話、
1:36:07	単純に押さえつけてるだけであれば、おそらく主管する側は初めから実際にかかる地震力と同じぐらいの尽力を、
1:36:17	相当する荷重をかけとかないと。
1:36:21	付議になってしまうフリーっていうか、拘束が効かない状態になってしまうんじゃないかっていうのはちょっと思ってますので、具体的2、
1:36:31	一番落ち込んだ状態ですね一番、モーメントがかかっちゃう。片側で一番かかっている状態から、多分しかしてる状態だと思うんですけど、その状態の、応力、
1:36:42	荷重のかかり具合がわかるような図を一緒に示していただきたいと思います。
1:36:49	あほ。はい通り昨年よう初動東京事務所松木駅です。江藤。
1:36:56	今おっしゃったトラニオンへの荷重のあり方というところですね資料中のものでね。
1:37:04	ごめんなさい。
1:37:07	申請書の中に当貯蔵架台の評価の部分でですねトラニオンに対する荷重の図を入れております。
1:37:18	その場所がですねPDFで言うと2916分の、1560なんですけれども。
1:37:31	こちらの下側がですねトラニオンにかかる荷重のを示したものになります。今ご懸念されている点といいますのは、
1:37:45	この片側にかかっている要は、水平方向に地震力が加わった場合の倒れ込む側。
1:37:56	ではなくて反対側の部分のところを、
1:38:01	んところの荷重のかかり方というようなイメージでしょうか。ちょっとその前ですか。お願いいたします。
1:38:11	規制庁の吉村です。すいませんちょっと音声がかれました。
1:38:15	これはですね、片側なんですけど、これ両方が両側な一状態ちょっと知りたいんですよね。反対側をですね。
1:38:25	はいは承知いたしましたでは5-3図、中でですね、両側のトラニオンにどのような荷重がかかるかというところをですね締め付け力と実際の点。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:39	モーメント、地震によるモーメントが今、控除なくていっていうようなお話がありましたけど。
1:38:48	ちょっとその辺の説明と実際のこの両端に関わる
1:38:53	荷重の状態ですね、
1:38:56	その状態がわかる図をつけていただきたいと思います。
1:39:01	はい。東京事務所岩着のちょうど東京営業所の上地です。コメント承知いたしました。支店としては次が状態にならないかということが気になってるところです。
1:39:15	はい。
1:39:18	貯層型固定ボルト東邦固定金具ここがですね諸島が大とキャスクを、フリーな状態にするようなことにならないということで、状態が常に、
1:39:31	維持されてるということを説明いただきたいということですので趣旨は、
1:39:38	はい、承知いたしました。その趣旨で説明資料を作成させていただきます。
1:39:46	じゃよろしくお願いします。規制庁吉村ですがもう1点、
1:39:51	回答いただいたものに対して確認をさせていただきたいと思います。
1:39:57	これは、
1:40:03	これはですね同じく回答いただいた。
1:40:11	今そうですね今写ってるやつです。
1:40:22	これちょっと、私の確認の仕方として同じようなもう1回質問になってしまうんですが、
1:40:28	まずですね、
1:40:33	この塑性ひずみを、今回のこれ中の物ラックカーっていうか高物に対する、
1:40:41	金属キャスクの閉じ込め機能に関する評価で、塑性ひずみ0.2%を使ったということですが、
1:40:53	これは
1:40:56	今回回答いただいた。
1:40:58	谷津野中新居藤。
1:41:02	ありがとうございます。
1:41:06	ちょっとそのまま読むと本評価においては落下物と仕事中にするといった過酷な状態を想定しておりっていうふうになって
1:41:15	耐震や構造の評価に比べて大きいということで逆に、耐震や構造の評価の考え方を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:24	使えないっていうふうには読めるんですけど、そのためにメーカー、新たにな、明確なっていうか、従来構造評価、耐震評価で使ってた基準とは技術能力基準でつくばで設定されてるんですけど。
1:41:40	ひずみ量で判定基準を作ったと、ということなんですが、
1:41:49	ちよつこの理由はですね、最後の方に、認可の実績のある発電炉の評価でも同等の基準が用いられてる。では、まずこれは何なのかちよつと。
1:42:03	説明、ちよつと追加で説明していただきたいのと、あとは、金属キャスク食うの密封性能っていうのは本来、
1:42:15	質問で書いてあるように、
1:42:19	基本的には、
1:42:22	金属キャスクの構造規格で規定している金属キャスク構造規格っていうのはもともとは、閉じ込め性能とかりんかい機能、
1:42:32	維持、維持できるという観点で作られてるはずなので、基本的にはそこで設定されている、許容限界G、これは
1:42:43	ディープシール部については、どの設計事象に対して同じ共用限界値。
1:42:48	概ね弾性範囲を維持するという行為の基準が書いてあるんですが、
1:42:54	再度なんですがなぜこの基準を使った評価をやってないのかということ、回答していただきたいのと、併せてですね実際にどういう応力、
1:43:07	ひずみでは、概ね0残留し、残留ひずみですけどそれは0というような回答がありましたけど密封境界部2、
1:43:17	どういう外す発生応力、応力が出てたのか、それが許容限界値と比べてどういうふうになのか、問題ない状態レベルなのか。
1:43:29	ちよつと力ちいを
1:43:33	あわせて説明行かしていただきたいと思います。
1:43:42	普通本社のです。
1:43:44	まず1点、発電炉の鳥飼氏は、線路というところにつきましては、四国電力さんのサイト内貯蔵。
1:43:55	審査及びそのような後で2%の先生吟味料基準に用いてるということを確認いたしました。
1:44:05	ペーパー東部等は何の旧玄海で使ってるんですか。
1:44:12	同じ無村社ムタですと私は、キャスクの閉じ込め機能の塑性ひずみの、
1:44:20	業務基準として使っているという、
1:44:25	です。あちらでは重量物の落下っていうような事象ないですよ。ですから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:47	持ってくる。
1:44:57	すいませんちょっと手元にIT資料がちょっと強い。
1:45:05	流量物のカーブという、弊社と同じような評判への基準だときしています。ちょっとまた改めて確認していただいていますそうですね。多分、
1:45:19	今回のこの評価の条件を使ってるケースはそんなないと思うので、ちょっと確認して、回答してください。
1:45:31	もう一つ保育レベルの件はどうでしょうか。
1:45:35	あ、すいません。こちらも
1:45:50	いたしました。資料ちょっと手元にございませんでこちらは改めさせていただきますてもよろしいでしょうか。わかりました。ちょっと確認していただいて回答いただければと思います。
1:46:03	同社ムタでしょうし、承知しました。
1:46:07	大丈夫です。
1:46:16	以上です。規制庁の小田桐ですが、本日のこちらからの追加で確認いただきたい。本日は以上。
1:46:31	須田ですけど、1件よろしいですか。すいません。どうぞ。すいません規制庁ウツミさんの先ほどちょっと取り下げたちょっと代表がごちゃ載せたの。
1:46:42	取り下げた三本目の竜巻に関する竜巻に関する、質問なんですけどちょっと
1:46:48	直しましたんでもう1回申し伝えやと思うを申し上げたと思うので、
1:46:54	あれっす大丈夫ですか、今から。椿。
1:46:59	松尾齋藤です。結構でございます。長については、実は了解です。ですね、資料は先ほど使ったやつと同じ回答資料で2.3のところの後段のところの、
1:47:11	30度及び云々かんぬんで仮置されてる期間は限定的なところなんですけど、これまずあの、
1:47:17	ここの資料の記載でええと許可等、これ評価の点6の方に記載がありますけども、評価と同じようにまず
1:47:25	取り合いとか隆起の状態限定的ってよりはその廃棄孔付近にキャスクある状態が、基本的にその30分だとかを取り付けた状態であって、その状態っていうのは飛来物が衝突しても閉じ込め機能に、
1:47:38	影響はないんですよというところをまず記載いただきたいと思ってまして。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:42	ここからは多分先ほどの話もあった通りちょっと具計量的な無理かもしれないんですけど、その衝突社債にその閉じ込め機能が影響ないっていうことを、定量的に本当は示して欲しいと思ったんですけど。
1:47:53	定量的が無理だったら、できる限りも、記載でどういうことを考えて閉じ込め機能に影響がないというお考えてるのかというところを記載して欲しいと思っています。
1:48:03	で、その上で、この記載にある、
1:48:07	仮置きされてる期間と外されてる状態で借り受けされた期間が限定的の期間についてどういうふうな作業時間を想定しているのかっていうことと、
1:48:18	万が一その取外し状態の時に例えば竜巻をなった場合ってというのは、何かそのキャスクに影響があるようなことがあるのか、それともう何か対応とし、ソフト対応として、
1:48:28	すぐに元に戻したりとか、それと次の工程室が進むのかというところの、この限定で、限定的な期間で竜巻発生する場合の対応っていうのを、
1:48:39	併せて記載をお願いしますというところです。
1:48:43	三つ目のところ以上ですけども、RFS、どうでしょうか。
1:48:55	名物三社一方ですね、
1:49:01	限定的の内訳は、年間どの程度キャスクを持ってくるかに依存するので、
1:49:09	あまりその、
1:49:11	まだ30金額すらはっきりしてないので、
1:49:13	なかなか定量的に構成するのは難しいかなと思っている。
1:49:18	さらに再交付金にあって、それを預けたのは、受入れる域の話でよろしいわけですか。
1:49:28	そうですね受け入れ区域の下開口部付近ですねあと、これもここで言うてる
1:49:36	何だ、凸2月18にいただいた資料もこれ受け入れ区域のところの話なので、おそらく粗相だと思ってましたけども、
1:49:46	遠藤部長の伊東です。そうするとですね
1:49:51	現場の放送部なんて言うかどうかわからない。座ってる開口部の内側にワタナベがあってですね、その方まで壁があるんですね。
1:50:01	はい。
1:50:02	そこの取り込みと、その管壁の間に入って来たときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:06	もう正直言いますと、増田によって終わりなんです。
1:50:11	なので、係から質問ですよ。書記が入ってこないんですけど、仮にバーがいっぱい入ってきたとしても、作業っておしまいなので、さっきちょっとわからないんですよ。
1:50:23	はい。
1:50:25	ですので、どこまでの説明で終わってるっていうふうに私は認識しています。
1:50:31	規制庁というそれだったら、
1:50:34	確かまとめ資料許可のまとめ資料にその壁のイメージがあり壁のイメージがあったといいますかそういうのを使いつつ、
1:50:41	今おっしゃったように、基本的には当たらないんですよっていうのも、この資料に多分入れていただいた方がいいと思いますっていうところで、かつうまい。
1:50:51	それぞれもあるんですけど、ただ、今のこの回答資料は、そういうふうな説明じゃなくて、限定的なんですよっていうところと、
1:50:59	下でなってるんで、この資料で説明するんだったら、私が言ったような観点で、もうちょっと具体的説明してくださいというところで、今おっしゃってたような、そもそも入らないんですよって説明が主であれば、
1:51:13	多分これの説明を全部そういうふうに変えた方がいいと思いますっていうところですよ。
1:51:18	それから付け加えるかですね。
1:51:22	うん。
1:51:23	三菱の伊藤ですけど、おもしろはですねそもそも営業許可を意識して作成しているので、
1:51:31	あまりその、その話からそれないようにっていうところを主眼に置いて作っていますので、今のご指摘を踏まえて、軸がぶれないように、内容を拡充するっていうそんなイメージよろしかったんです。
1:51:45	規制庁、麻生です許可との整合というのは必要なので許可でこう言えますと、その理由はこうですと。ただ一方で、現実的にはこうなんですよっていうふうに説明があればいいと思います。
1:51:57	御社のイトウです承知しました。検討したいと思います。
1:52:01	よろしくお願いします。規制庁ウツミ以上です。
1:52:22	あ、尾崎さん終わりましたんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:26	安倍さんですけど、規制庁の武です。こちらからは以上ですが、あれ側から何か確認すべき点ありますでしょうか。なければ終わりにしたいと思います。
1:52:40	いっぱいから。
1:52:41	東京事務所のです。東京側、特に確認事項はございません。松川いかがでしょうか。
1:52:50	はいこちらRFS別本社です。本橋はもう確認事項ございません。
1:52:57	ベルビルでは今日のこちらの追加で確認いただきたいコメントに対する
1:53:07	面談はこれで終わりにしたいと思います。すみませんちょっと長時間になりました。ありがとうございました。
1:53:13	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。